

令和6(2024)年度から変わる！

# ごみの出し方・処理の仕方

北広島市 市民環境部 環境課

令和6年4月から何が変わるの？



分別区分と収集日、手数料

# 主な変更内容の概要

①埋立処理から焼却処理への変更に伴い、ごみ分別区分を変更

普通ごみ・破碎しないごみ ⇒ 燃やせるごみ・燃やせないごみ

普通ごみ80円処理券 ⇒ 処理券を廃止、指定ごみ袋か粗大ごみで収集

※ごみ袋に入らない大きさのごみで、粗大ごみに該当しないものに貼る処理券

②ごみを収集する地区・曜日・品目を変更

3地区週2回の収集 ⇒ 2地区週5回の収集へ変更

③ごみ処理手数料の改定

有料指定ごみ袋 ⇒ 1ℓ当たり2円⇒3円 生ごみは据え置き 等

# 現在のごみの処理方法

資源にできない「普通ごみ」「破碎できないごみ」は、最終処分場に**そのまま埋めています**。



ごみを圧縮するコンパクタ



最終処分場内で事業系ごみの展開検査を実施している様子



利用中の最終処分場も埋まっています

広がった埋め立て地も・・・



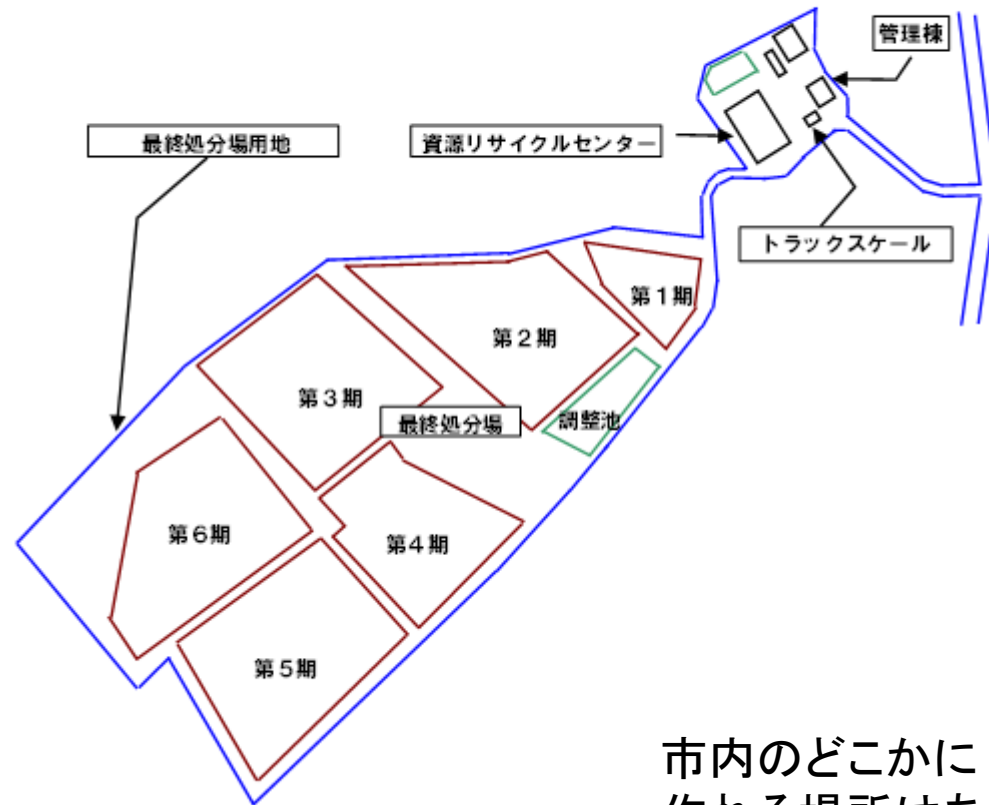
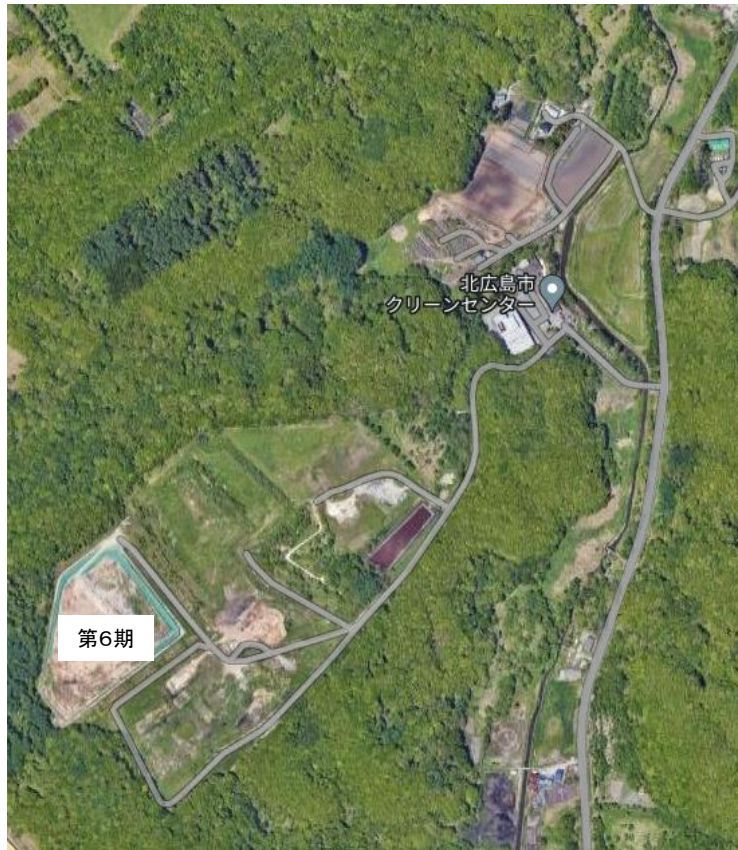
第6期最終処分場 完成時(平成27年)

10年でいっぱいになりました・・・



第6期最終処分場 現在(令和4年)

現在のクリーンセンター内の最終処分場の用地には  
空きがありません。



市内のどこかに  
作れる場所はあるかな・・・

# 自分の家の裏に最終処分場ができたなら…

埋立地・最終処分場が現在地にできる前から近くに住んでいる方々が、現にいらっしやいます。

北広島市の廃棄物処理はそのような方々の理解と協力の上に成り立っています。

現在の最終処分場がいっぱいになった後、最終処分場をどこか別のところに作らなければならないとき、「わが家の裏に是非どうぞ！」といえる方は少ないのではないのでしょうか。

**ごみを減らし、  
現在の埋立地を溢れさせないことが  
必要です。**

このまま、そのまま埋めるのは難しい。



ごみを焼却して埋める。

国土の狭い日本では、ごみを焼却することによって減量化し、速やかに埋立処分することが必要とされます。

**安全に焼却することで85%ほど減容し、埋立てる量が大きく減ります。**

# ごみの焼却処理

## いつから？

- 令和6年4月から施設稼働
- 現在、施設建設工事を実施中
- 令和5年12月頃から試運転開始

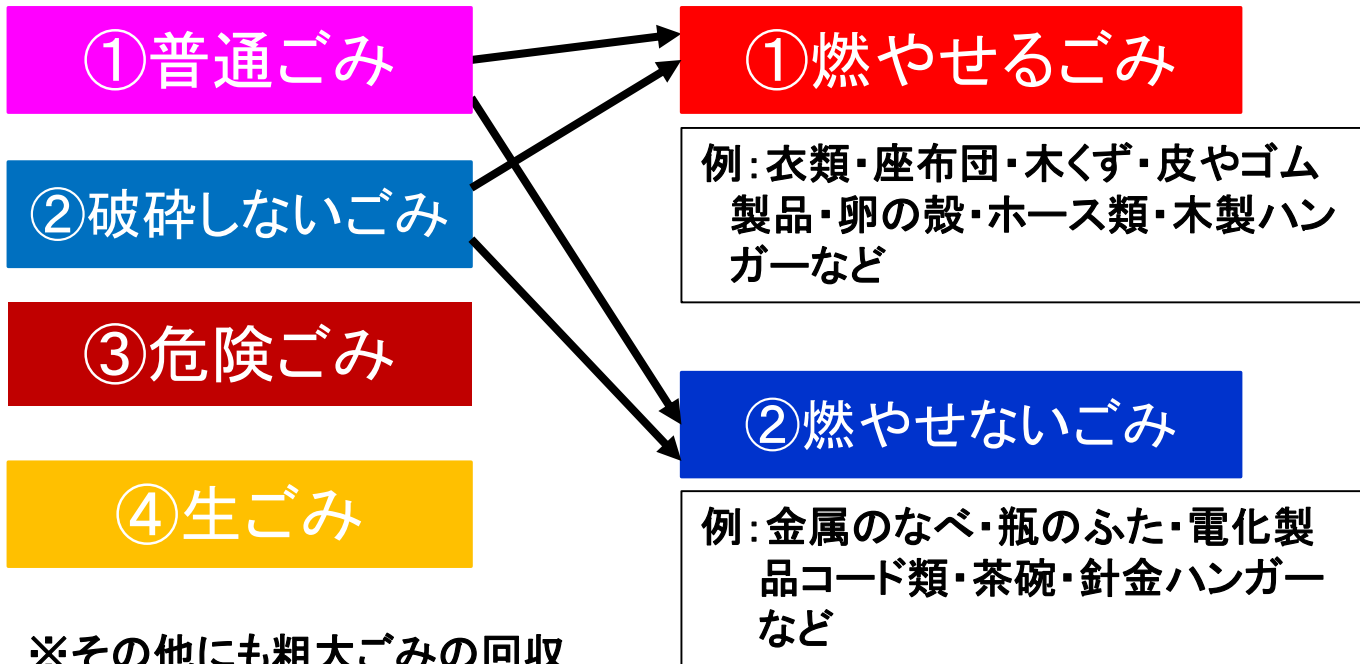
## どこに？

- 千歳市根志越
- 構成市町の間地点
- 国有地以外、災害に遭いづらいなどの要件を満たす場所として選定されました。



# ごみの分別区分

## 市指定ごみ袋(有料)



※その他にも粗大ごみの回収や各拠点回収も行っています。

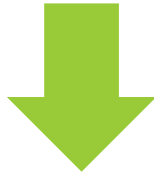
## 透明か半透明の中身が見える袋等(無料)

- ⑤段ボール
- ⑥紙パック
- ⑦新聞紙
- ⑧雑誌
- ⑨有害ごみ
- ⑩紙製容器包装ごみ
- ⑪プラスチック製容器包装ごみ
- ⑫びん
- ⑬缶・ペットボトル

# 現在の収集曜日と収集品目

	月	火	水	木	金	土
<b>月・木地区</b>  西の里地区 東部地区の一部	①普通ごみ ②破碎しないごみ ③危険ごみ ④紙製容器包装 ⑤新聞・雑誌 ⑥紙パック・段ボール ⑦生ごみ ⑧有害ごみ			①普通ごみ ②プラ製容器包装 ③びん・缶・ペット ④生ごみ		
<b>火・金地区</b>  東部地区の一部 団地地区		①普通ごみ ②破碎しないごみ ③危険ごみ ④紙製容器包装 ⑤新聞・雑誌 ⑥紙パック・段ボール ⑦生ごみ ⑧有害ごみ			①普通ごみ ②プラ製容器包装 ③びん・缶・ペット ④生ごみ	
<b>水・土地区</b>  大曲地区 西部地区			①普通ごみ ②破碎しないごみ ③危険ごみ ④紙製容器包装 ⑤新聞・雑誌 ⑥紙パック・段ボール ⑦生ごみ ⑧有害ごみ			①普通ごみ ②プラ製容器包装 ③びん・缶・ペット ④生ごみ

# なぜ、ごみの収集体制の変更が必要なの？



千歳市まで運搬距離が延びることから、効率的で安定した収集運搬を行うためには、現在の市内を3地区に分類する収集地区割りを2地区へ変更する必要



土曜日収集地区の住民からは、多くの方々にとって休みの日である土曜日の収集はやめて、平日収集にして欲しいとの要望



ごみ収集員の方たちの働き方改革、人員確保の観点からも土曜日収集について、廃止する必要

# 焼却処理開始後の収集曜日と収集品目

	月	火	水	木	金	土
<b>第1地区</b> 西の里地区 大曲地区 西部地区	①燃やせるごみ ②紙製容器包装 ③新聞・雑誌 ④紙パック	①生ごみ ②燃やせないごみ	①プラ製容器包装 ②段ボール	①燃やせるごみ ②びん ③缶・ペット	①生ごみ ②危険ごみ ③有害ごみ	
<b>第2地区</b> 団地地区 東部地区	①生ごみ ②燃やせないごみ	①燃やせるごみ ②紙製容器包装 ③新聞・雑誌 ④紙パック	①プラ製容器包装 ②段ボール	①生ごみ ②危険ごみ ③有害ごみ	①燃やせるごみ ②びん ③缶・ペット	

# 他自治体の収集日と収集品目（参考）

	月	火	水	木	金	備考
札幌市	プラ容器	燃やせるごみ など	雑がみ	びん・缶・ペッ ト	燃やせるごみ など	燃やせないごみ は月1回
江別市	燃やせるごみ	びん・缶・ペッ トなど		燃やせるごみ	燃やせないご み(月2回)	
千歳市		燃やせるごみ	燃やせないご み プラ容器など	びん・缶・ペッ ト	燃やせるごみ	

※いずれの市も土曜日の収集は行っていません。

# ごみ出しパターン①（現在）

～団地地区在住で夫婦・子供2人（小学生）世帯の場合～



出せるごみ 団地・東部地区 (火・金)	普通ごみ 破碎しないごみ 危険ごみ 紙製容器包装 新聞・雑誌 紙パック・段ボール 生ごみ 有害ごみ				普通ごみ プラ製容器包装 びん・缶・ペット 生ごみ	
	月	火	水	木	金	土
第1週		普通ごみ 生ごみ			プラ製容器包装 びん・缶・ペット	
第2週					生ごみ	
第3週		普通ごみ 危険ごみ			プラ製容器包装 びん・缶・ペット	
第4週		破碎しないごみ 紙製容器包装 生ごみ				

ごみ出し  
12種6回

# ごみ出しパターン①（焼却処理開始後）

～団地地区在住で夫婦・子供2人（小学生）世帯の場合～



出せるごみ 団地・東部地区 (第2地区)	生ごみ 燃やせないごみ	燃やせるごみ 紙製容器包装 新聞・雑誌 紙パック	プラ製容器包装 段ボール	生ごみ 危険ごみ 有害ごみ	燃やせるごみ びん 缶・ペット
	月	火	水	木	金
第1週	生ごみ		プラ製容器包装		
第2週				生ごみ	燃やせるごみ びん 缶・ペット
第3週		紙製容器包装	プラ製容器包装		
第4週	燃やせないごみ			生ごみ 危険ごみ	燃やせるごみ びん 缶・ペット

ごみ出し  
12種9回

# ごみ出しパターン②（現在）



～大曲地区在住で夫婦2人世帯(70代)の場合～

出せるごみ 大曲・西部地区 (水・土)	普通ごみ 破碎しないごみ 危険ごみ 紙製容器包装 新聞・雑誌 紙パック・段ボール 生ごみ 有害ごみ						普通ごみ プラ製容器包装 びん・缶・ペット 生ごみ					
	月	火	水	木	金	土						
第1週			普通ごみ 生ごみ			びん・缶・ペット						
第2週			紙製容器包装									
第3週			普通ごみ 生ごみ			プラ製容器包装						
第4週			破碎しないごみ 危険ごみ									

ごみ出し  
9種6回

# ごみ出しパターン②（焼却処理開始後）

～大曲地区在住で夫婦2人世帯（70代）の場合～



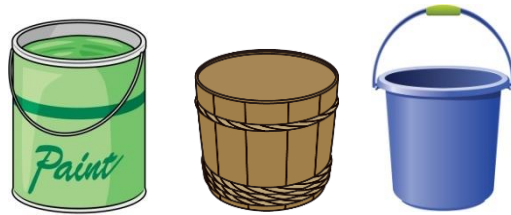
出せるごみ 大曲・西部地区 (水・土)	燃やせるごみ 紙製容器包装 新聞・雑誌 紙パック	生ごみ 燃やせないごみ	プラ製容器包装 段ボール	燃やせるごみ びん 缶・ペット	生ごみ 危険ごみ 有害ごみ
	月	火	水	木	金
第1週	燃やせるごみ	生ごみ 燃やせないごみ			
第2週			プラ製容器包装		
第3週				燃やせるごみ	生ごみ 危険ごみ
第4週	紙製容器包装			びん 缶・ペット	

ごみ出し  
9種7回

# ■普通ごみ処理券の廃止後の出し方①

【普通ごみ80円処理券を貼って出していたもの】

たる・バケツ類



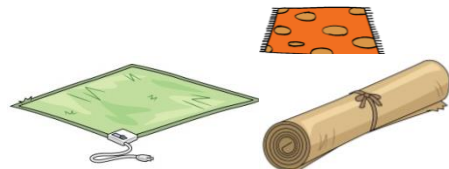
指定ごみ袋に入れば燃やせるごみか、燃やせないごみとして出せます。  
※指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ

枝木・茎・竹類



40～50cm四方に切り、指定ごみ袋に入れて燃やせるごみとして出せます。  
※指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ

じゅうたん  
カーペット・ござ  
すだれ等



※枝木は5月から10月まで毎月無料回収を予定しています。

# ■普通ごみ処理券の廃止後の出し方②

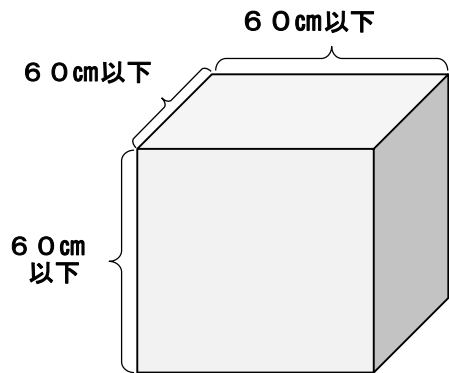
【普通ごみ80円処理券を貼って出していたもの】

太さ10cm未満  
で長さ2m以下  
の棒状のもの・  
煙突・パイプ類



半分以上入り、袋をしばれるなら指定ごみ袋で出せます。  
※指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ

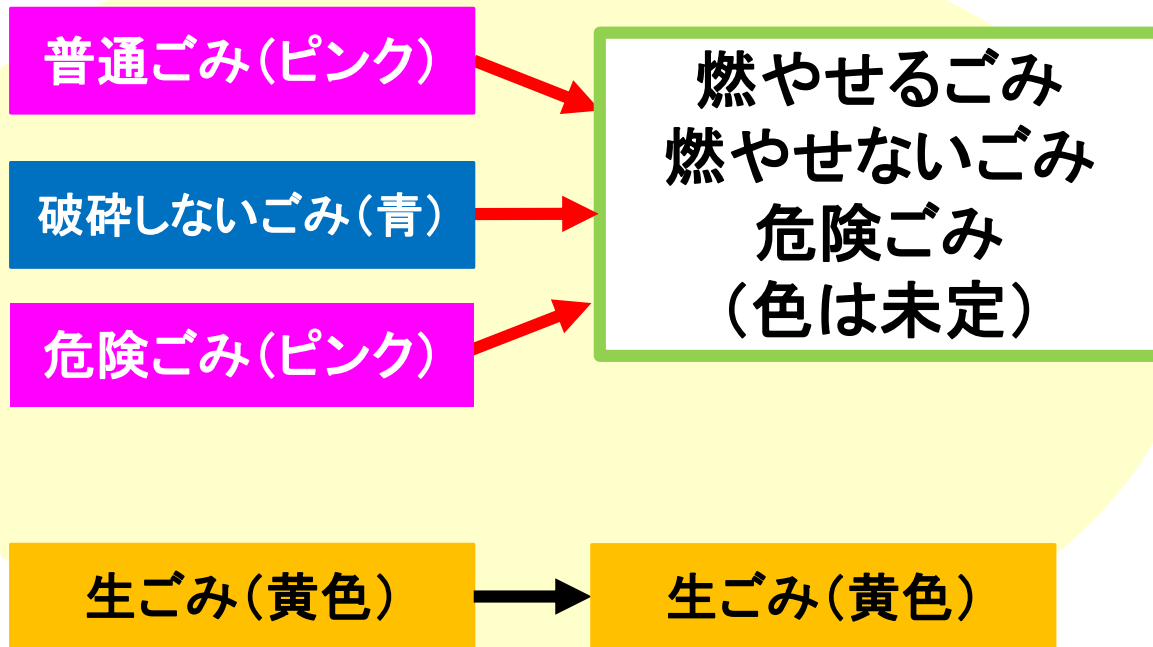
粗大ごみの指定を  
受けていない、最  
大の辺か径が60  
cm以下のもの



指定ごみ袋に入れば燃やせるごみか、燃やせないごみとして出せます。  
※指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ

# ■指定ごみ袋の変更

## 市指定ごみ袋（有料）



## 透明か半透明の中身が見える袋等（無料）

段ボール  
紙パック  
新聞紙  
雑誌  
有害ごみ  
紙製容器包装ごみ  
プラスチック製容器包装ごみ  
びん  
缶・ペットボトル

# 生ごみ以外の有料指定ごみ袋を統一

現在はピンクと青で種類で分かれた有料指定ごみ袋。  
燃やせるごみ、燃やせないごみの分類に変更になる  
ことに合わせ、両方の**ごみ袋を同じ薄緑色に**します。

現在の最小サイズは3ℓ  
ですが、生ごみは小まめ  
に出したいというお声を  
いただいています。新た  
に**1.5ℓ**の生ごみの指定  
袋を作製する予定です。



燃やせるごみ、燃やせないごみ  
の袋を共通のものにします。

ごみ袋を共通にしている近隣自治体  
札幌市・江別市・石狩市・苫小牧市



1.5ℓ を追加！

生ごみのデザインは変わりません。

# ごみ処理手数料の改定

# なぜ、ごみ処理手数料の改定が必要なのか？

ごみの焼却処理が始まります。

これに伴い、焼却施設建設費や維持管理費、効率よく市内から千歳市の焼却施設にごみを運搬するための中継施設建設・運営経費等が新たにかかることとなります。

平成28年度から令和2年度までのごみ処理経費全体に充てる手数料の割合は、25%程度ですが、ごみ処理経費が増大することによって、焼却処理開始後はこの割合が大きく低下します。

ごみの排出量に応じた負担の公平性を考慮した手数料の改定が必要となります。

# ごみ処理手数料の改定内容

## 現状の手数料

普通ごみ (2円/ℓ)

破碎しないごみ (2円/ℓ)

危険ごみ (2円/ℓ)

生ごみ (2円/ℓ)

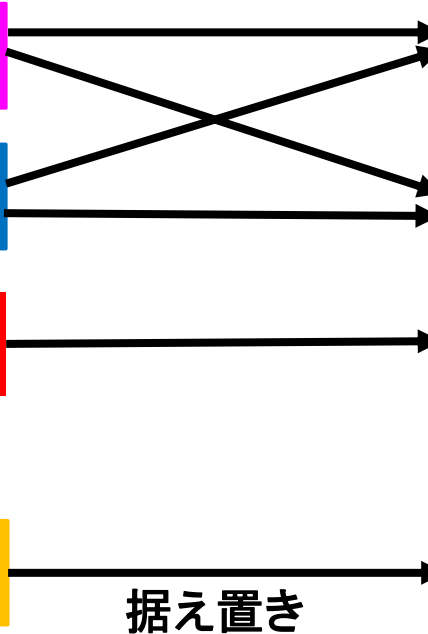
## 改定後の手数料

燃やせるごみ (3円/ℓ)

燃やせないごみ (3円/ℓ)

危険ごみ (3円/ℓ)

生ごみ (2円/ℓ)

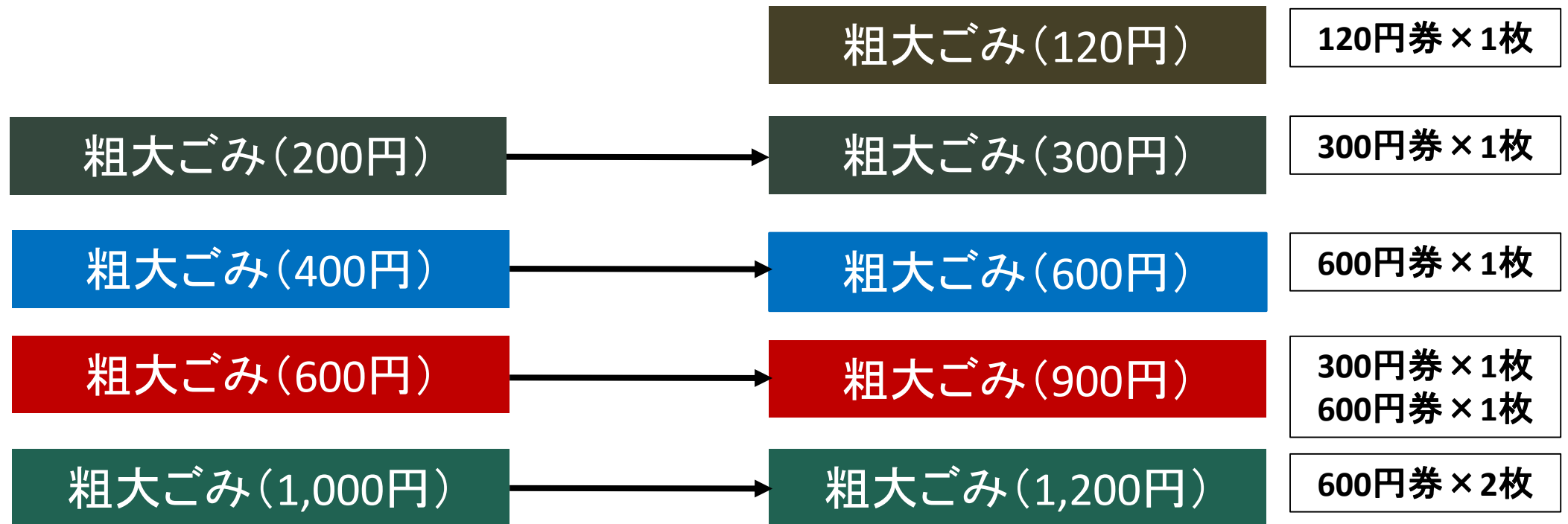


据え置き

# 粗大ごみの処理手数料の改定内容

現行の粗大ごみの手数料

改定後の粗大ごみの手数料



# 直接搬入に関するごみ処理手数料の改定内容

現行の直接搬入の手数料

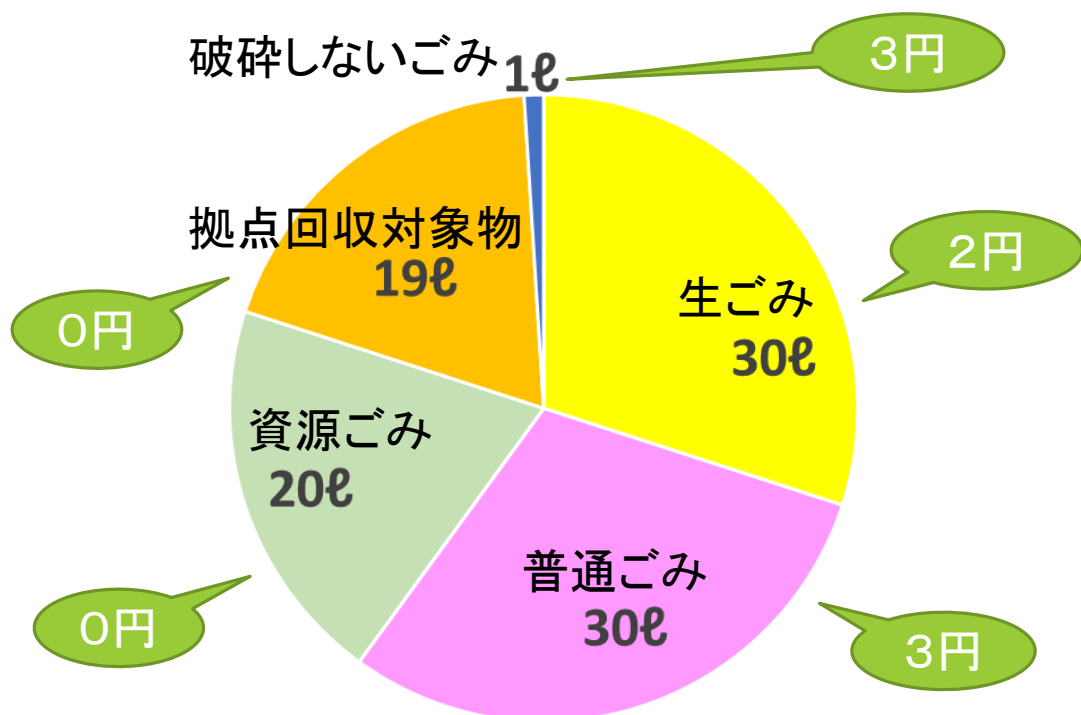
改定後の直接搬入の手数料



クリーンセンターへ直接搬入するごみについては、値上げ幅が大きいことから令和6年4月に120円/10kgに改定した後、令和8年4月に150円/10kgに改定する案としています。

# 現状の分別と正しく分別した手数料の比較

## 【普通ごみの中身(100ℓ)】



上図は現状の普通ごみの中身を分析したものです。  
この状態で、100ℓ分のごみを出しますと、  
現在は $100ℓ \times 2円/ℓ = 200円$ がかかります。

このままの分別で、焼却処理が始まると、  
 $100ℓ \times 3円/ℓ = 300円$ がかかりますが...



普通ごみと破砕しないごみを3円、生ごみを  
2円、残りは0円に正しく分別していただきま  
すと、  
燃やせるごみは、 $30ℓ \times 3円 = 90円$   
燃やせないごみは、 $1ℓ \times 3円 = 3円$   
生ごみは、 $30ℓ \times 2円 = 60円$   
の計**153円**に節約できます。

※普通ごみの組成分析から

# ご家庭でできるごみの減量

## ①ミックスペーパーの分別

ミックスペーパー(雑紙類)は、市役所や各出張所で配布している専用回収袋に入れ、市内に設けている拠点に無料で出すことができます。  
詳しくは、「クリーンタウンきたひろしま」をご覧ください。

専用回収袋を  
取りに行く



ミックスペーパー  
を袋に入れる



ガムテープなど  
で口を閉じる



拠点回収バッグ  
へ入れる



トイレットペーパーやティッシュペーパーとして再生されます。

# ご家庭でできるごみの減量

## ②古着・古布のリサイクル

古着・古布は、市役所や各出張所で無料で回収しています。

洗濯をしてから各拠点にお持ちください。  
中綿が入ったもの、におい・汚れがひどいもの、濡れたものは出せません。



## ③小型家電のリサイクル

ご家庭で不要になった小型家電は、市役所や各出張所で無料で回収しています。

ご家庭で使用する小型家電やアダプター等の付属品のうち、回収ボックスの入口（縦30cm×横30cm）に入るものを対象としています。



詳しくは、「クリーンタウンきたひろしま」をご覧ください。

# 令和6年度以降の現在のごみ袋の使用



令和6年4月から手数料が2円から3円に変わりますので、そのままでは使用できません。



専用の**差額シール**を購入し、貼ることで、双方燃やせるごみ、燃やせないごみの両方で令和7年3月まで使用できます。



手数料は変わりませんので、そのまま使用できます。



差額シールイメージ

# 令和6年4月以降の差額シールの使い方

袋の容量に応じた差額シールを購入して貼ることで、ごみ袋切り替え後の令和6年4月以降も、青とピンク色の指定ごみ袋で出すことができます。



粗大ごみ  
処理券用

差額シールを貼って現行の袋を使えるのは  
令和7年3月まで。

現行の袋を買いすぎないように、周知していきます。



恵庭市の例



室蘭市の例

# 令和5年度のスケジュール

- 令和5年 4月～ 出前講座の開催  
(自治会・町内会・老人クラブ等各種団体)
- 秋ごろ ごみステーション看板の交換
- 令和5年12月 新しい分別冊子を全戸配布  
焼却施設の試運転開始
- 令和6年 3月 新デザインごみ袋・差額シール販売開始
- 4月 ごみ処理の焼却処理開始
- 令和7年 3月 青色とピンク色の指定袋利用終了

# ご清聴ありがとうございました。

今後、出前講座などで各団体にご説明していきます。  
ぜひご利用をご検討ください。

また、より細かく自治会・町内会単位での説明会を実施するほか、さまざまな媒体を通じて周知に努めていきます。

よろしく申し上げます。

北広島市 市民環境部 環境課